特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
77	上天草市子ども医療費助成に関する事務 書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県上天草市長

公表日

令和7年11月17日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	上天草市こども医療助成に関する事務					
②事務の概要	上天草市子ども医療費助成に関する条例(平成16年上天草市条例第82号)及び上天草市子ども医療費助成に関する条例施行規則(平成16年上天草市規則第56号)に基づき、子どもの医療費助成に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは主に以下の場合に使用する。 ①子ども医療費の受給資格の認定に関する事務 ②子ども医療費の受給資格の変更に関する事務 ③子ども医療費の支給に関する事務					
③システムの名称	子ども医療費システム、宛名管理システム、国民健康保険システム、市県民税システム、中間サーバ、 団体内統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
1 子ども医療費受給者情報フ	アイル 2 子ども医療費管理ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例(平成27年上天草市条例第25号)第4条、別表第1 第3項					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例第4条、別表第1 第3項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉部 子育て支援課					
②所属長の役職名	子育て支援課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 子育て支援課					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		莇]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和7年10月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年10月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワーク	システムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ)	トワークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	特定個人情報の入手から係るリスクへの対策を講じてい		のプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生す		

9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
 (8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (実択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 						
当該対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	他の機関での過去の漏えい等事案を踏まえた、再発防止策を実施しているため。					

変更箇所

<u> </u>	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		子ども医療費システム、宛名管理システム、国 民健康保険システム、市県民税システム、中間 サーバ、団体内統合宛名システム		
令和7年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の 利用 法令上の根拠		するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例(平成27年上天草市条例第25号)第4		
令和7年10月1日	I 関連情報 4. 情報ネット ワークシステムによる情報連 携 ③法令上の根拠	番号法第19条第9号	上天草市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例第4条、別表第1 第3項		
令和7年10月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人員 いつの時点の計数か	令和6年10月1日	令和7年10月1日		
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	令和6年10月1日	令和7年10月1日		
	!	<u> </u>			L